

## 共同住宅建築計画申出書について

共同住宅建築計画申出書（第1号様式）は3部（正本1部・副本2部）作成し、下記の添付図書をとじて提出してください。

### 1 案内図

建築予定地の所在が地図上で分かるように、付近の駅舎・幹線道路・河川等の目標物が入ったもの。

- (1) 建築予定地は赤色等の枠で囲み、目立たせてください。
- (2) 縮尺は1/2500程度で作成してください。

### 2 用途地域図

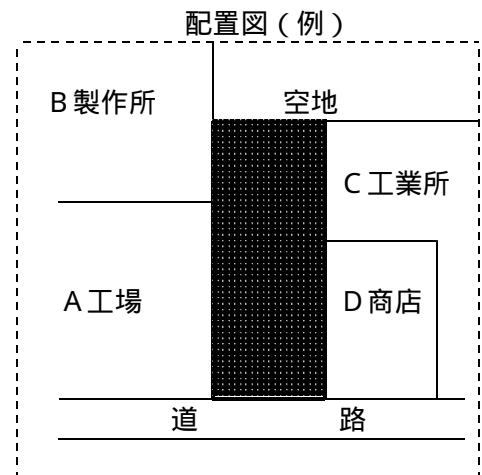
建築予定地が都市計画法に定める工業地域または準工業地域であることを明確にし、また周辺の用途地域についても分かるように作成してください。

- (1) 建築予定地は赤色等の枠で囲み、目立たせてください。
- (2) 縮尺は1/2500程度で作成してください。
- (3) 用途地域別に色を塗り分けてください。

### 3 配置図

建築予定地に隣接する土地の利用形態を記載してください

- (1) 縮尺は1/200程度で作成してください。

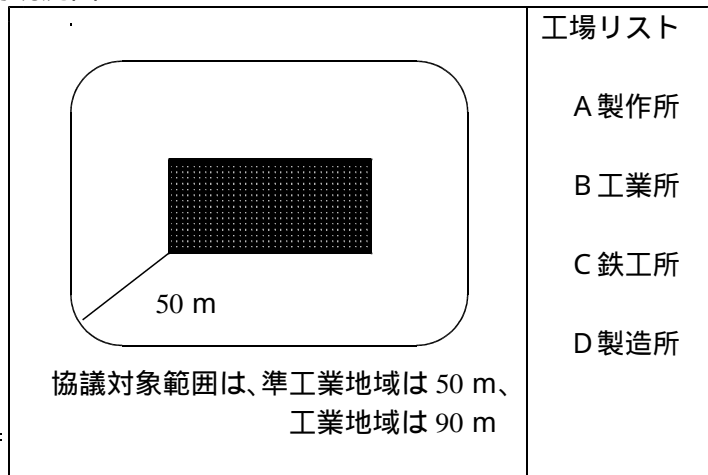


### 4 協議対象工場が記された周辺の土地利用現況図

建築予定地の境界から、工業地域の場合は90m、準工業地域の場合は50mに線を引き、その範囲内に存在する工場等を図示し、リストを作成してください。

- (1) 土地利用現況図は下水道台帳でお願いします。  
(環境創造局管路保全課において有料配布 縮尺1/500)

工場等とは、工場や危険物貯蔵処理施設、塗装・板金を行う自動車修理工場など。



土地利用現況図（例）

### 5 承諾書

建築主が、建築予定地の現在の所有者と異なるときは、現所有者から当該申出手続きを行うことについての承諾書を添付してください。

- (1) 承諾書は正本に原本を添付し、副本はコピーでも可。  
承諾書には所定の様式があります。

## 共同住宅建築計画協議結果報告書について

共同住宅建築計画協議結果報告書（第3号様式）は2部（正本1部・副本1部）作成し、下記の添付図書をとじて提出してください。

### 1 案内図

申出書に添付した案内図と同様のものを添付してください。

### 2 計画上の配慮状況（第2面）

住環境及び生産環境の保全に対してなされた措置について報告してください。

### 3 工場等の協議状況（第3面）

建築予定地の敷地境界から、工業地域は90m以内、準工業地域は50m以内にある工場等の設置者及び各区工業会（工業会が指定する各支部等を含む）と協議が完了したことを報告してください。

- (1) 協議が終わったものについては、協定書の写しを添付してください。
- (2) 協議期間は、協議対象工場通知を受けてから最低2か月以上で、協議回数は3回以上行ってください。協定書が締結されない場合は、協議状況を報告してください。

### 4 植栽計画図

敷地内建物周辺部に十分な緩衝緑地をとり、どのように植樹するかを示してください。

（緑化条例手続きに使用する図面と同一のものを添付のこと。また、緑化条例第9条第3項に該当する場合は、緑化条例手続きに必要とされる図面と同等の図面を添付のこと。）

なお、緑地は、境界線に沿って周囲に、隣接する工場側には、特に手厚くなるよう計画してください。

### 5 配置図・各階平面図・立面図・断面図

- (1) 建築基準法の手続に使用する図面と同一のものを添付のこと。
- (2) 建築基準法の手続きなどで変更が生じた場合は、後日差し替えていただくことがあります。
- (3) 配置の変更が生じた場合には、植栽計画図の差し替えをしていただくこともあります。

## 配慮事項等完了報告書について

共同住宅が竣工し、入居者の募集を開始した後、配慮事項等完了報告書（第5号様式）を2部（正本1部・副本1部）作成し、下記の添付図書をとじて提出してください。

### 1 入居予定者に対する周辺環境の周知

- (1) 入居予定者に対する周知方法を報告してください。
- (2) パンフレット、重要事項説明書等の見本を添付してください。

### 2 工場からの騒音等に対する措置

窓を二重サッシにした、敷地境界に防音壁を設置した等、実際に行われた措置について報告してください。

### 3 緩衝緑地の設置

- (1) 東西南北からの植栽写真を4枚以上添付し、植栽結果が確認できるようにしてください。
- (2) 植栽計画図等に撮影方向を矢印で示し、番号等を記し、写真と対応させてください。

### 4 その他の措置

上記以外で、工場等との協議のうでなされた措置について報告してください。